



年金Q&A Vol.2

Q

私は、昭和28年12月12日生まれの地方公務員です。
私の退職共済年金の支給開始年齢は61歳であると聞きましたが、
60歳で定年退職後に年金が支給されるまでの間の収入がありません。
何か良い方法はないでしょうか。

A

退職共済年金の繰上げ支給の制度があります。

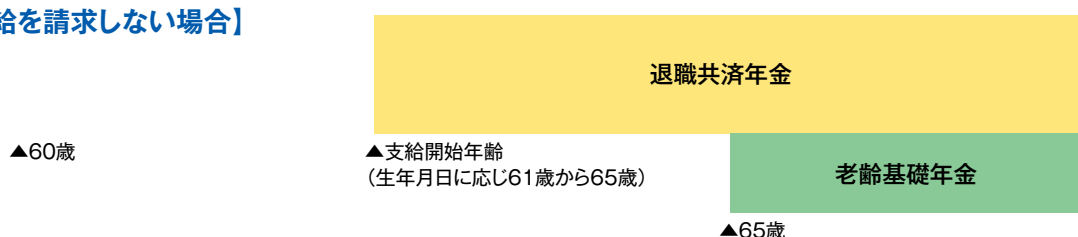
平成25年4月から、退職共済年金の支給開始年齢が60歳から65歳へ段階的に引き上げられることとなり、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方の支給開始年齢は61歳となります（退職共済年金の支給開始年齢の引上げスケジュールは、本年4月号（第113号）の年金Q&Aをご覧ください）。

そのため、定年退職が60歳の場合は、定年退職後から支給開始年齢に達するまでの間は、退職共済年金を受給することができません。

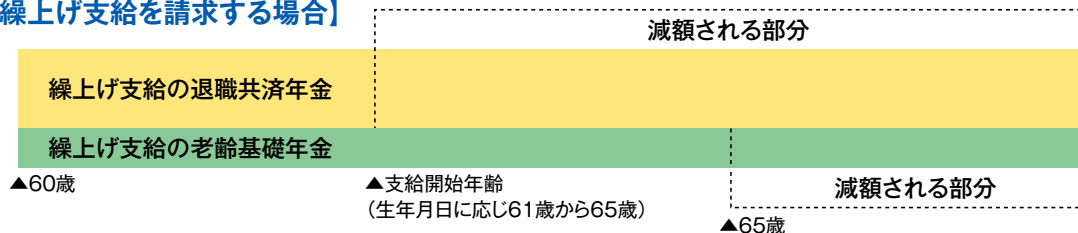
ただし、60歳に達した以降、支給開始年齢に達する前に繰上げの請求をすることにより、「繰上げ支給の退職共済年金」を受けることができます。

繰上げ支給の退職共済年金の年金額は、繰上げ請求をした月からその方の生年月日に応じた支給開始年齢に達する月の前月までの月数について、1ヶ月あたり0.5%（1年あたり6%）減額されます。

【繰上げ支給を請求しない場合】



【60歳から繰上げ支給を請求する場合】



繰上げ支給の退職共済年金は、次のような制約等がありますので、繰上げ請求に当たってはその制約等を理解していただき、その請求は慎重にお願いします。

- ・繰上げ請求後はその決定を取消すことはできず、終生減額された年金額となること。
- ・繰上げ請求後は、事後重症などによる障害共済年金（障害基礎年金、障害厚生年金）を請求することはできないこと。
- ・繰上げ請求する場合は、受給資格を有する他の年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金等）の繰上げ請求を同時に行わなければならないこと。
- ・繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できないこと。
- ・繰上げ請求後は、退職共済年金の障害者の特例や長期在職者の特例に該当しても、これらの適用は受けることができないこと。

※老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳です。60歳から繰上げを受けますと、30%（0.5%×12月×5年）減額となりますので、ご注意ください。

（執筆／地方職員共済組合）